

日中戦争初期における日本の対中国海関政策とその反応

— 日英関税取極めに至る交渉過程 —

Japanese Policy on the Chinese Maritime Customs and its Reactions during the Second Sino-Japanese War 1937-1938

吉井文美

YOSHII, Fumi

キーワード：津海関、江海関、日英関税取極め

key words : Tianjin Customs, Shanghai Customs, Anglo-Japanese Agreement on the Chinese Maritime Customs

はじめに

本稿は、日中戦争の始まりから1938年5月に日英関税取極めが交わされるまでの時期を対象に、日本が支配地域内に収めた中国国内の海関¹に対してどのような措置をとろうとし、それは海関、そして海関行政と密接な関わりを持つ諸外国の、どのような反応を惹起したのかを考察するものである。

国民政府にとって、海関収入は中央政府財政の主要な財源であり、その大半が内外債の元利払いに充てられていた²。また、海関収入は多額の外債の担保となっていたり、海関には多数の外国人官吏が勤務したりしていたため、海関行政は諸外国の権益と密接な関係を持っていた³。したがって、中国における日本の支配地域拡大とともに、各地の海関が日本の支配地域内に入っていったとき、その海関の収入をどの銀行に預け入れるのか、その海関が負担すべき外債償還分は遅滞なく送金されるのかについて、諸外国は日本の行動を注視した。

諸外国のうち海関にとりわけ大きな利害関係を持っていたのはイギリスだった。各海関に派遣された税務司を統括する総税務司の職には、設置当初から1943年まで代々イギリス人が就いており、海関の外国人職員に占めるイギリス人の数も突出していた。イギリスは、合法的な貿易の推進と、中国の対外信用維持のために、海関行政の維持は対中政策における重要な事項だと認識していた⁴。それゆえに、海関収入を担保とする多額の債権を有した国としてはアメリカやフランス等も挙げられるが、本稿ではとくにイギリスに注目する。イギリスは「海関ノ国際的性質竝ニ海関収入ノミナラズ、海関行政自体ニ付テモ英国ガ重要ナル権益ヲ有スル」⁵と述べ、海関との密接な利害関係を日本に訴えている。

一方で、日本にとって海関とはいかなる存在だったのか。日本はあくまでも海関を国民政府の一機関とみなし、海関が日本の支配地域内に収められたとき、現地を実質的に支配する日本の意向を受け入れるのは当然である

と考えていた。しかし、前述の通り海関には諸外国の権益が絡み合っていたため、第三国権益の尊重という姿勢を掲げる日本にとって、直接的な接收は困難で、「実質的管理」⁶を図ろうとした。

日本の支配地域の拡大とともに、多数の海関が日本の支配地域内に置かれることとなったとき、イギリスは2つの方針を掲げた。1つ目は、海関行政の崩壊や、海関の日本軍による接收を阻止すること、2つ目は、外債償還分を確保することである。債務償還分については、外債とともに内債についても送金され続けるならばより望ましいが、日本がこの点に同意する望みはない、とも考えていた⁷。

国民政府の立場からすれば、日本による海関制度再編の要求は、基本的に受け入れられないものだった。国民政府は、あくまで1937年7月以前の状況への回帰を要求した。そのため、イギリスのように外債を内債に優先することは容認できなかった。

他方、海関に勤務する外国人官吏にとって、海関とは関税の徴収と債務償還を本務とした、「或程度ニ支那政府ヨリ独立シ居ル国際機関」と言えるものだった⁸。そして、「中国における内債・外債の防壁」であり、「中国における門戸開放の象徴」でもある海関制度の維持を使命と意識していた⁹。海関の外国人官吏と国民政府の間では、とるべき方針をめぐる見解の相違も生じていた。それゆえに、海関は国民政府内の機関ではあるものの、本稿では海関と国民政府を分けて論じる。

このように海関は多様な利害関係が絡む存在だったため、日本による海関の実質的管理の試みは「何分厄介ナ国際問題ヲ含ミ居ルコトトナ [リ]、容易ニ進捗セズ」¹⁰難航した。

本稿では、日本の支配地域内に収められた海関をめぐる生じた「厄介ナ国際問題」の具体的内容を明らかにし、日本の中国支配の進展が惹起した国際関係の一端を考察したい。

次に先行研究について確認する。日中戦期の日本の対海関政策とその反応を、とくにイギリスを例に考察しようとするとき、少なくとも日本・イギリス・国民政府・海関という四者の関係に目配りをする必要が生じる。これらの関係の中でも依然として研究が立ち遅れているのが、日本と海関、日本とイギリスの関係についてである。

海関とイギリス、海関と国民政府の関係、イギリスと国民政府の関係については、すでに一定の研究の蓄積がある。例えば、ニコラス・クリフォード (Nicholas R. Clifford) 氏は主にメーズ (Sir F. Maze) 総税務司の関係史料やイギリスの外交文書に依拠しながら、中国をとりまく情勢が激変するなかで、海関の外国人官吏が、本国の対中政策との関わりのもとでいかに立ち回ったのかを明らかにした¹¹。そこでは、メーズは重要度の低い事項でのみ日本に譲歩したのであり、結果として日本の中国侵略の速度を緩やかにしたのだと、海関の対応を評価する傾向にある。海関による日本への譲歩については、日本による中国支配の拡大への柔軟な対応を試みていたことが、「委曲求全」(不満を我慢してまで、事をまるくおさめようとする) という表現を用いて、張耀華氏によって指摘されている¹²。しかし、これらの研究では日本語の関連史料が利用されていないため、海関が日本からどのような圧力を受けるなかで、委曲求全を選択するに至ったのかについては、具体的に明らかにできていない。

イギリスと中国の関係については、イギリスが日本と連携しつつ、日英関税取極めなどの形で海関制度の改変を行った点に着目する研究が、主に中国の研究者によって蓄積されてきた。しかし、海関のイギリス人官吏は、外債の償還を優先して日本と結託したと論じられるなど、日英両国の立場を一括りに論じる傾向にある¹³。これらの研究は、主として中国第二歴史檔案館所蔵の海関檔案¹⁴に依拠しながら、総税務司を管轄する国民政府財政部関務署との間のやりとりを中心に見るものが多いが、日本やイギリスの史料も十分に参照することで、日本とイギリスの間の方針の違いや、両者の連携の背景を具体的に明らかにできるのではないだろうか。

なお、日中戦争期における日本の海関政策については、宋芳芳氏¹⁵がその基本的性格を指摘している。例えば、日本の海関支配は軍が鍵を握っていたことや、日本は占領地内の中国海関に対して、現地政府を通じた間接的な支配を行っていたことなどが示されたが、記述は極めて概略的だと言わざるをえない。

本稿では海関が持つ国際的性質に注目しながら、日本はどのような交渉によって対海関政策の実現を図り、それはイギリスや国民政府のどのような反応を惹起したのかについて、具体的な交渉過程に沿って明らかにすることで、「厄介ナ国際問題」や「実質的管理」の実態に迫りたい。交渉は天津に置かれた海関(津海関)と、上海に置かれた海関(江海関)の扱いをめぐって、それぞれ現地で行われ、のちに日本支配地域内の海関全般に関する問題が東京で話し合われた。本稿ではとくに、海関収入を預け入れる保管銀行(Custodian Bank)をどこにするのかと、外債や内債など海関収

入を担保とした債務償還分をどう扱うのかをめぐる議論に着目する。なお、津海関は1937年12月に、江海関は1938年5月に、日本が立てた地域政権である中華民国臨時政府と中華民国維新政府の管理下にそれぞれ置かれることになるが、両海関の税務司とメーズ総税務司の関係は維持される。本稿では、地域政権による管理が始まる前の時期を主な考察対象とし、日本と海関当局、日本とイギリスの間のやりとりを明らかにしながら、日本の対海関政策がいかに進展していたのかに迫りたい¹⁶。

第一章 天津における交渉

本章では、1937年8月から10月にかけて天津で行われた、日本支配地域内の津海関の扱いをめぐる交渉について検討する。現地日本軍にとって、フランス租界に位置し、国民政府の管理下にある津海関は、作戦上の障害になっているという認識があった。しかし、陸軍省から現地軍に対しては、「天津海関ヲ軍ニ於テ直接管理スルハ対外関係上種々複雑ナル事情ヲ生スル虞アリテ適当ト認メ難キ」旨が通達されていた。しかし、海関を通して外国租界内の「不逞分子」に武器弾薬が供給されるのを防ぐ必要とともに、軍事費利用の可能性のある海関収入の南送を阻止するのは当然という理由で、現地軍は海関の管理を絶対に必要だと見なしていた¹⁷。

現地軍と総領事館は協議のうえ、次のような①～⑦の具体案を策定し、堀内干城駐天津総領事は8月22日にこの方針で津海関側と交渉を試みることにについて、本省に請訓した。

- ①津海関に勤務する外国人職員は変更しない。
- ②関税率は変更しない。
- ③外債償還分は送金

する。④外債償還分以外も接收することはせず、日本側銀行に預け入れる。⑤治安維持会が任命する海関監督を承認させる。⑥武器の輸入禁止など軍事的に必要最低限の措置を認める。⑦冀東貿易は自然消滅に委ねても差し支えない。軍需品に藉口する密輸などは防止する¹⁸。

1932年3月から日中戦争の始まりまで、各地の海関収入は上海の中央銀行に集められ、同行から外債償還分が香港上海銀行に送金されていた。しかし、日中戦争が始まると、津海関収入は暫定措置として香港上海銀行に預け入れられるようになり、債務償還分の送金は停止されていた¹⁹。堀内総領事が本省に請訓した案のうち、本稿との関連でとくに注目すべきは、④に関して、保管銀行の日本側銀行(ここで想定されているのは横浜正金銀行)への変更が求められていることと、海関収入を担保とする債務のうち、内債償還分が送金の対象となっていないことである。堀内総領事は本案を、「リーズナブル」で必ずしも海関機構を破壊するものとは言い難い、と理解していた²⁰。

本省は陸軍省とも打ち合わせのうえ、8月23日に堀内総領事へ対して、現在の海関機構を根本的に覆すような措置は避けたいが、この程度の案であれば実現させても差し支えないと返答した。さらに本省から堀内総領事に対しては、「海関側トノ交渉ニ当テハ現地ニ於ケル海関機能停止ノ現状ヲ以テ天津税関長ヲ牽制シ、専ラ税関長ヲ通シ中央ヲシテ已ムナク我方措置ヲ黙認セシムル様仕向クルコト適当ナリト認ム」という交渉方針が指示された²¹。

8月28日、堀内総領事は先の提案について、④の日本銀行への預け入れを強調するなど軍

の希望を容れたうえで、天津と秦皇島の海関に対する措置として、イギリス人税務司マイヤーズ(W.R. Myers)に伝えた²²。このときマイヤーズ税務司いかなる立場で、日本との交渉に臨んでいたのだろうか。マイヤーズ税務司は守屋和郎参事官との会食の際に、個人的意見として、二重関税課税をせず、「海関ノ「インテグリティ」」を害さない提案である限り、海関の日本による管理に承諾せざるを得ないと話した。そして、「大連式ノ接收阻止方ヲ希望セル由」を伝えている²³。

ここで言う「大連式ノ接收」とは、1932年の「満洲国」(以下括弧省略)成立直後に問題化した、大連の海関をめぐる顛末を指すと考えられる。満洲国が成立し、哈爾濱や愛琿などに設置されていた海関が満洲国の領域内に収められると、それらは国民政府管轄下の海関として維持されるのか、日本の租借地である関東州内に位置する大連の海関も含め、債務償還に充てられるべき海関収入は満洲から上海に送金され続けるのかが問題となった²⁴。当時、大連の海関の税務司の地位には、日本人の福本順三郎が就いていた。福本税務司は、メーズ総税務司から海関収入の送金が命じられたにも関わらず、日本側の意向を踏まえて送金を拒否した。そのため、1932年6月24日、メーズ総税務司は宋子文財政部長の許可を得たとして、福本税務司を「重大なる服務紀律違反」で罷免した。この後、大連海関は中国の海関制度から切り離され、満洲国税関としての業務を開始した。すなわち、満洲国は9月15日に声明を発表し、満洲国より中華民国に仕向ける物品には輸出税を、中華民国より満洲国に輸入する物品には輸入税をそれぞれ賦課することにした。こうして満洲国内の海

関は、課税上中華民国との従来との関係を断絶されることになったのである²⁵。さらに日本は、日本の満洲国承認によって関東州の租借相手国が中国から満洲国に変わるという理解のもとで、大連の海関の接收を正当化し、メーズ総税務司によって罷免された福本を大連税関長に任命した²⁶。

このように「大連式ノ接收」では、現地の税務司がメーズ総税務司によって罷免され、海関も中国の関税制度から切り離されていた。マイヤーズ税務司は、天津の海関が同じ途を辿ることは避けたいとした。マイヤーズ税務司の発言を受けて日本側は、「税関長ノ首ヅ保証」する戦略²⁷で交渉に臨んだ。このような日本の戦略は、その後どのような展開を辿ることになるのだろうか。

9月10日にマイヤーズ税務司とアフleck (J.B. Affleck) 駐天津イギリス総領事は、日本総領事館を訪れた。マイヤーズ税務司は「何トカ日本側トノ関係ヲ調整シテ当地ノ商業ヲ恢復」させるために、日本が求めている海関監督の任命については要求を受け入れるが、海関収入の扱いについては、保管銀行の変更に関わる問題で外交上の手続きを要することになるから、自分の権限内では回答できないとしたうえで対案を提示した。それは日本人が納める関税については全額横浜正金銀行に預け、海関側が出金できないことにする代わりに、それ以外については従来通り香港上海銀行に預け入れて、そこから海関行政維持費（海関経費）を支出し、外債償還分の送金も行うという案だった²⁸。

しかし、堀内総領事はこれを拒否した。日本側は外債償還分以外を南送しないという原則を重視しており、それを確実なものとする

ために税収のすべてをまず日本側銀行に預け入れるよう希望していると説明し、マイヤーズ税務司の案は応諾困難であると突き返した²⁹。

マイヤーズ税務司は9月14日、再び堀内総領事のもとを訪れる。そして、まだメーズ総税務司の正式な承認は得ていないものの、海関収入のすべてを日本側銀行に預金し、そこから海関経費を引き出すこと、そして日本側の同意を得たうえで外債償還分のみを引出す旨を建て前とすることを、内意として受諾した。さらに、マイヤーズ税務司は外債償還分を出金するつもりは当分ないという意向も示した。そして、暫定的に香港上海銀行に預けられている過去の税収約百万ドルについては、そのままにするよう要望した³⁰。このようにマイヤーズ税務司は、日本側の要求を内々に受け入れた。

8月28日に提示された要求内容は、翌々日にマイヤーズ税務司からメーズ総税務司へ伝えられている。マイヤーズ税務司は海関収入の扱いを含む日本側要求を伝えたうえで、日本の要求を受け入れれば、日本は海関機関を改組せず、関税の保護や密輸の防止に取り組み、関税率の変更も行わないが、拒否すれば海関は日本によって接收されることになってしまうと警告した³¹。以上のマイヤーズ税務司の主張は、メーズ総税務司を通して関務署に伝えられた。メーズ総税務司は国民政府に日本の要求を受け入れるよう要請した。しかし関務署は、要求を受け入れなかった。そしてメーズ総税務司に対して、「海関は（一引用者註。以下同様。）国家の主権と海関行政の統一を損なわない範囲で、その維持に力を尽くすべきである。もし執務を行えなくなったら、海関の閉鎖を宣言し、近くに別の海関を開き、

徴税するべきである」³²と指示した。

9月23日、メーズ総税務司から交渉方針がマイヤーズ税務司に伝達された。関務署を説得できなかったメーズ総税務司は、あくまで中国全土の海関収入は中立的な非日本系銀行に預けるべきであること、外債と内債の償還分を送金すること等を指示した³³。つまり、海関収入の横浜正金銀行への預け入れは否定され、送金対象には内債償還分も含まれた。

しかし、天津はメーズ総税務司の指示を実現できる状況にはなかった。当時華北の海関は、機能不全と言える状況に陥っていた。具体的には、塘沽では海関出張所が事実上機能せず無断通関が自由に行われており、天津でも第三特区辺りでは自由な陸揚げができていた。現地日本軍の意思次第では、直ちに英仏租界以外にの地における海関の活動を停止できる状態で、塘沽海関出張所付近で発砲して海関職員を逃げださせる計画が、責任ある軍係官によって立てられてさえいたという³⁴。

このような華北の状態を知るハーバート駐天津イギリス総領事代理は、9月28日、イギリス外務省へ次のように訴えている。堀内総領事は現地軍の急進的な行動をなんとか阻止している状況で、もしも日本の要求を呑まなければ華北の海関は切り離すという日本軍部の脅迫を、マイヤーズ税務司は耳にしている。海関はすでに敵の領域内にあり、われわれは未来について交渉できる立場にはないのだ、と³⁵。

ハーバート総領事代理が訴えるように、すでに「敵の領域内」と化した天津において、マイヤーズ税務司は日本の要求を受け入れる他なかった。しかし、メーズ総税務司から許可を得られず、「苦衷」³⁶に陥っていた。

他方、マイヤーズ税務司との交渉にあたった堀内総領事もまた、マイヤーズ税務司に圧力をかけ続けるしかない状況にあった。海関が機能不全に陥り、密輸が横行しつつある天津において、堀内総領事は「海関管理ノ軍側希望ニ何トカ色ヲ着ケテ海関ヲ「ファンクション」セシムルニアラサレハ、天津ニ無海関（商業的ニハ無政府的）状況ニ陥ラシムル惧」³⁷を感じていたのである。現地軍の「極メテ切」³⁸な海関再編の要求のもと、10月6日、堀内総領事は代理人をマイヤーズ税務司のもとに派遣し、数日以内に提案の諾否について明確な回答をするように求めた。そして、これ以上事態を遷延させるならば交渉は打ち切りにし、「日本側ハ独自ノ見解ニテ処理スル外ナキ旨」を伝えた³⁹。

このような日本側からの圧力のもとで、翌7日マイヤーズ税務司はメーズ総税務司に対して、10日までに回答がない場合は、メーズ総税務司の承諾があったものと理解し、自らが最善と信じる行動をとるのでそれを許してほしいと願い出た⁴⁰。

9月26日メーズ総税務司とホール・パッチ（E. L. Hall-Patch）駐華イギリス大使館付財政顧問が、宋子文、徐堪財政部政務次長兼錢幣司司長、孔令侃（孔祥熙財政部長の息子で孔の代理）、鄭萊関務署署長と会談した際⁴¹、二人はマイヤーズ税務司に自由裁量の権限を与えるよう求めていた。しかし、それは認められなかった。10月17日、メーズ総税務司は関務署に、唯一の解決策はマイヤーズ税務司に全権を与えて、問題を局部的に解決させることだと主張した⁴²。翌日メーズ総税務司は再び関務署を訪れ、日本側の要求を呑み、横浜正金銀行に直接的に預金するのを認めるよう

要請している⁴³。しかし関務署によって拒絶された⁴⁴。

10月17日マイヤーズ税務司は、横浜正金銀行に海関収入を直接預け入れることでしか日本側との合意には至れず、海関は維持されるか崩壊するかという問題に直面しており、崩壊から海関を救う方法はただ一つだとして、天津と秦皇島の海関収入を横浜正金銀行へ預け入れるように迫った⁴⁵。だが、メーズ総税務司は国民政府、とくに蒋介石の承認を得ることを重視しており⁴⁶、承認が得られるまではマイヤーズ税務司に9月23日の交渉方針以上の指示が出せなかった。

マイヤーズ税務司が早期回答を迫られるなかで、ハウ（Sir R.G. Howe）駐華イギリス代理大使は、マイヤーズが単独行動をとる虞れがあることに強い懸念を示した⁴⁷。メーズ総税務司も、単独行動に走らないようにと、マイヤーズ税務司にくぎを刺した⁴⁸。しかし、「私は日本陸軍の言葉が至高の意味を持つ地において、ぞっとするようなハンディキャップのもと一人で闘っている。」⁴⁹とマイヤーズ税務司が述べているように、天津は切迫した状況下にあった。この頃、クレイギー（Sir R. Craigie）駐日イギリス大使は、天津において日本側が話し合いを拒絶し、憂慮すべき事態に陥っているとの報道に接しているため、東京において非公式の話し合いを行いたいと要請したが、あくまで「本件ハ支那トノ交渉」であるとする日本によって拒否された⁵⁰。

メーズ総税務司だけではなく、ホール・パッチ財政顧問も、国民政府の説得を試みていた。ホール・パッチ財政顧問は10月7日、徐堪財政部次長に対して「国民政府は日本側が示した条件に同意し、マイヤーズ税務司に対して、

できる限り最善の決着をつけられる指示を出さなくてはならない。さもなければ華北の海関は失われることになり、中国の対外信用維持に悲惨な結果がもたらされるだろう」と強く迫った。このとき徐堪次長は、決断は蒋介石が下すと回答した⁵¹。続いてホール・パッチ財政顧問は、蒋介石に書簡を宛てている。そこでは、「天津からの情報によると状況は妥協を許さない。不愉快なものであることは認めるが、彼ら（日本側）の提示する条件の下でコントロールを維持し続けるか、すべてを失うか、いま問題はそのどちらかである」と、日本側の要求の受け入れを求めた。そして、決断は国民政府が下すものではあるとしながらも、外債を担保している海関収入は重要であり、海関制度は維持されなければならないのだと念を押した⁵²。

現地における交渉が膠着していたとき、すでにイギリス外務省は国民政府に直接的な働きかけを行っていた。9月10日、イギリス外務省は国民政府外交部あてに要望を送り、海関行政の崩壊を防ぐために、すべての税収を中立的な銀行に預けること、同行はその税収を債務の返済にあてることを求めた⁵³。すなわち、中央銀行から「中立的な銀行」への保管銀行の変更を提議したのである。ここで示唆されているのは香港上海銀行である。

イギリスの姿勢は、王寵恵外交部長の支持を得たうえで、10月13日、クレイギー大使から堀内謙介外務次官にイギリス側の提案として示された。提案の内容は、概して次の3点である⁵⁴。①現在海関の全海関収入は（原則として）中央銀行に預金されているが、事変中の暫定措置として、第三国の銀行に対し保管銀行として税収を受け取る権限を、国民政

府は中央銀行に与える。②天津と秦皇島で集められた海関収入については、①の保管銀行が他の銀行に預託することも許可される。③他の銀行に預けた海関収入については、天津と秦皇島の海関に課された外債償還分と、両海関でかかった海関経費が、期日ごとに小切手で引き出される。以上の提案のポイントは、日中戦争の間、保管銀行としての権限を、暫定的に中央銀行から香港上海銀行に渡すこと、天津と秦皇島の海関収入について、香港上海銀行を通して他の銀行すなわち横浜正金銀行へ預金する道が示されたこと、横浜正金銀行からの送金対象に内債償還分が含まれていないことである。

この案を受け取った日本はいかなる反応を示したのだろうか。10月9日の段階で、駐天津日本総領事館は同案の内容について、駐華イギリス大使館からの情報としてつかんでいた。10月12日、イギリスが提示した案への対応をめぐる、喜多誠一北支那方面軍特務部長と堀内総領事が会談している⁵⁵。会談の内容を具体的に見てみよう。堀内総領事は、海関の即時接收が国際関係の悪化に拍車をかけるのは明らかであり、同案の修正によって日本側の目的を達成することはできるのだから、速やかに措置を講じて中国側の宣伝に乗じるような隙を与えないことが肝要だと説いた。

しかし喜多特務部長は、同案の受け入れに否定的だった。対天津海関工作は開始から二か月前が経過したにも関わらず思うように進んでいないため、更なる先延ばしは困難であり、同案の受け入れはイギリスの本件に対する介入を誘致することになるから、これで軍内部をまとめるのは困難だと主張した。喜多特務部長は、あくまで日本側提案の諾否への

回答を求め、海関側が応じないときは接收に踏み切るより他なしと強気な態度を見せている。

このような喜多特務部長の姿勢を前に堀内総領事は、従来からの天津における軍との関係に鑑みると、本件について軍側と協調を保つことは、今後の問題処理上不可欠であるため、日本側原案に対して海関からの返事を至急取り付けるよう努力するより他ないという結論に至った。

なぜ現地陸軍はここまで強硬な態度を取ることができたのだろうか。堀内総領事は次のように観察している。当初現地陸軍は中央の意見に気兼ねして海関接收に「相当チミッド」だったが、青木一男対満事務局次長らの来津を通して現地陸軍は陸軍省の強硬意見を確認し、急速に態度を硬化させていった。軍側としても武力や便衣隊を用いて海関を強制的に接收しようとはまではしていないが、さしあたり塘沽や日本租界、特別区等に新海関を設置して現行の海関制度を骨抜きにしようと考えていると堀内総領事は観察した⁵⁶。さらに、現地陸軍は交渉への外国の介入を知り、外交当局に交渉を任せておくのでは対外関係への配慮から接收せざるをえない状況になっても、海関の接收に踏み切れなくなるのではないかと考え、海関の「実質的管理」のための交渉は速やかに決裂させるべきだと認識するに至ったとも述べている⁵⁷。

次に、イギリスと国民政府の間のやりとりを見ていきたい。先述の通り、本案は王寵惠外交部長の支持は得ていたものの、蒋介石や財政部の支持は得られておらず、同案に基づく交渉の進め方自体についても、国民政府を説得する必要があった。10月17日、ハウ代理大使は王寵惠外交部長と会談している。この

席でハウ代理大使は、今後の交渉方法について、マイヤーズ税務司に拘束性のない指示を与え、彼が最善だと考える通りに行動させる他ないと訴えた。最終的に王外交部長はこれに同意した⁵⁸。

この翌々日、ハウ代理大使は孔祥熙財政部長とも会談した。ハウ代理大使は、満洲事変の後に大連の海関が中国の海関制度から切り離されるに至った事例を引き合いに出しながら、13日に日本側に示した案で日本側との交渉を進めることと、マイヤーズ税務司に対して自由裁量の権限を認めることを要請した。このとき孔財政部長は、前者をしつし承認したもの、後者については断った。だが、交渉が停滞した場合、内債償還分の送金を条件として、横浜正金銀行に直接的に海関収入を預け入れることを認めた。

同日ハウ代理大使は蒋介石とも会談し、天津における緊迫した事態を説明した。蒋介石は、いかなる条件を以てしても海関収入を横浜正金銀行に預け入れることは拒否するとしたものの、13日に日本側に示した案自体は拒絶しなかった。このような蒋介石の反応に、ハウ代理大使は好感触を得た⁵⁹。

以上見てきた国民政府の反応は、10月20日にマイヤーズ税務司に伝えられた。内債償還分が送金されるならば、という条件付きではあったが、財政部長が横浜正金銀行への海関収入の直接的な預け入れを認め、蒋介石にも拒絶されなかったことの意味は大きかった。メーズ総税務司はマイヤーズ税務司に対して、財政部長は13日に日本に示した案以上の譲歩は認めないという主旨の電報を送ったあと、もし同案で日本側との交渉を妥結させられなければ、天津と秦皇島の海関収入を横浜正金

銀行に預け入れてもよいが、内債と外債の償還分と、海関経費は期日通りに支払われる必要があることを伝えた。そして関税剰余については、横浜正金銀行に預け入れても差し支えないとした⁶⁰。しかしマイヤーズ税務司は、この電報をメーズ総税務司の意図とは異なり、マイヤーズが必要と認めた場合のみ内債と外債の償還分を送金すれば良いと解釈した⁶¹。

22日、マイヤーズ税務司は代理人を堀内総領事のもとに派遣し、海関収入については日本側提案の通り、横浜正金銀行に直接預け入れ、外債償還分と海関経費のみを引き出すことにすると伝えた。さらに公文により、横浜正金銀行に預けた海関収入については、承認された海関経費のみ引き出し可能であること、債務償還に関しては税務司の裁量に委ねられているが、日中戦争が落ち着くまで出金する考えはない旨が表明された⁶²。かくして、天津・秦皇島における海関収入の横浜正金銀行天津支店預け入れは10月25日に開始された⁶³。

以上のように、マイヤーズ税務司はメーズ総税務司からの指示を「誤読する」ことで、メーズの指示に反する行動をとった。この行動については、27日にメーズ総税務司に報告された。同時に、マイヤーズ税務司自身には横浜正金銀行に預けた海関収入の債務償還分を出金する権限があるが、しばらくそれを使用するつもりはない旨も伝えられた⁶⁴。メーズ総税務司はマイヤーズ税務司の行動に不快感を示し、指示通り内債・外債償還分も送金するか、または送金が困難ならば既定の方針で再度交渉するよう要請した。マイヤーズ税務司が一切の送金を一時的に停止するとしたことについても、日本の案では外債償還分の送金を認めていることを考慮すると、マイ

ヤーズの言い分は納得できない、とした⁶⁵。なお、外債償還分の送金については、メーズ総税務司による再三の要請ののち、11月5日にマイヤーズ税務司が堀内総領事と交渉したうえで、8月と9月の外債償還分として20万ドル送金することに成功している⁶⁶。しかし、それ以上の送金については日本側を説得できなかった⁶⁷。

マイヤーズ税務司は、自身がとった行動のあと、華北の海関をめぐる状況が改善していることもメーズ総税務司に説明している。すなわち、天津に入港するすべての日本船は海関で取り締まりを受けること、貨物については通常の関税を支払うことが、日本軍によって指示されたという⁶⁸。さらに11月10日には、塘沽における海関のコントロールを復活させるべく、職員が派遣されたことが報告された。これらの情報をもとに、華北においてすべては国民政府と海関に対してそれほど悪くない方向に進んでいるという印象を、メーズ総税務司は持つに至った⁶⁹。

メーズ総税務司はマイヤーズ税務司の行為をいかに国民政府側に伝えたのだろうか。横浜正金銀行からの債務支払いのための出金については、税務司がすべての権限を有していることなどを指摘しつつ、メーズ総税務司はマイヤーズ税務司のとった行動は不満足なものではないと関務署に伝えていた。しかしこのとき、マイヤーズ税務司が暫定的な出金の停止を表明したことは触れていない。そして、マイヤーズ税務司は国民政府の権利と華北海関の統一を守るために最善をつくしたと、メーズ総税務司は評価した⁷⁰。

日本はマイヤーズ税務司の行動を、いかに受け止めたのだろうか。陸軍出先はマイヤー

ズ税務司の回答が想定よりも遅かったことに苛立ちを隠していない⁷¹。10月25日に特務部長から陸軍次官に宛てられた報告では、ようやくマイヤーズ税務司が日本側提案の全てを承認すると通告してきたものの、「本件ハ既ニ今日ノ状勢ニ適応セス」と切り捨てている。そして、「海関ノ収入ヲ地方委員費ニ流用シ得ル他、北支現時ノ経済状態ト、日満両国トノ関係ヨリ観テ、関稅定率ノ引キ下ケ、就中排日関稅ノ即時撤廢ヲ断行セシメ得サル限り、軍トシテハ直ニ之ヲ承認シ得サル所ナリ。但シ諸種ノ関係上暫ク之ヲ黙認シ、更ニ第二段ノ工作ヲ進ムルコトト致シ度」⁷²と述べた。12月14日に中華民国臨時政府が成立すると、津海関は同政府の管理下に置かれ、「第二段ノ工作」が進んでいくことになる。

第二章 上海における交渉

本章では、上海に置かれた海関、江海関をめぐる展開された交渉について見ていきたい。はじめに、江海関の置かれた状況を確認しておこう。上海における戦闘開始以来、江海関官吏は呉淞河以北の地域への立ち入りを禁じられ、同河以南の地区に撤退していた。そのため陽樹浦など呉淞河以北の埠頭を使用する日本の船舶や商品の出入りは、関税手続きを経ずに行われていた⁷³。海関は同地域の密輸をコントロールできず、密輸品は租界の中で時折発見する以外には防止の方法がない状況になっていた⁷⁴。

江海関をめぐる交渉は、1937年11月の上海陥落以降本格化するが、すでに10月には、上海包囲体制をとることになった場合の海関処理方針が、駐上海日本総領事館と現地日本陸海軍の間で協議されていた。そこでは、江海

関の直接および間接的な接収を行わないこと、海関収入は非中国系の銀行に預けること、日本側は領事館ないしは大使館が交渉にあたる事が確認された。さらに、「大体天津ノ例ニ倣[倣]」って交渉を進める旨も述べられている⁷⁵。他方、ホール・パッチ財政顧問も岡本季正駐上海総領事に対して、「天津ノ例ヨリ見ルニ日本ハ税関長ニ圧迫ヲ加ヘ解決ヲ図ルモノト断セサルヲ得ス。(中略)日本ハ結局税関長ヲ圧迫スルコトトナルヘシ」⁷⁶と述べ、日本の手法を牽制している。このように、日本側は津海関の例を踏まえて交渉を進めようとし、イギリスや海関側はその轍を踏まないように警戒していた。

イギリスにとって日本が現地海関当局へ圧迫を加えることの怖さは、津海関の際の経験から、とくに2つの点で意識されていた。1つ目は、海関収入を横浜正金に預け入れると、日本が債務償還について配慮する素振を見せても、結局それは送金されなくなってしまうということである。前章でみたように、津海関収入が横浜正金銀行に預け入れられたあと、送金はほとんど実施されなかった。そのため、海関収入の預け入れ先を横浜正金銀行に変えないことこそが、天津の事例の二の舞を防ぐ手段であると、イギリスは認識した⁷⁷。津海関の事例とは異なり、江海関についてはメーズ総税務司も、海関収入に関心を寄せる国々の反対を引き合いに出しながら、江海関収入の横浜正金銀行への預け入れを否定している⁷⁸。孔祥熙は、横浜正金銀行に海関収入を預け入れないというメーズ総税務司の姿勢に賛意を示した⁷⁹。

2つ目は、津海関に日本が圧力を加えたことで、10月12日にクレギー大使が日本に対

して示したイギリスの案を反故にするかたちで、津海関が日本との妥協に踏み切ってしまった点である。上海で交渉が進められようとしたとき、ローフォード (L.H. Lawford) 江海関税務司のみならず、メーズ総税務司までもが、日本に弱腰になることをイギリスは懸念した。例えば11月20日、ホール・パッチ財政顧問はイギリス外務省に対して、メーズ総税務司を制止しなければ、何も抵抗することなく、ローフォード税務司が日本に降伏するのを許してしまうかもしれないという印象を報告した。イギリス外務省はこれに同意し、メーズ総税務司が「敗北主義的」な行動に走ることへの警戒感を見せた⁸⁰。

さらにクレギー大使は、11月27日および29日にイギリス外務省に宛てた電報で、津海関をめぐる交渉においてマイヤーズ税務司が単独で日本の要求に屈し、クレギー大使の対日提案を反故にしてしまったことに言及しつつ、上海における交渉では、ローフォード税務司が現地において先に日本と協定を結ぶようなことはすべきでないと言進している⁸¹。

11月19日、クレギー大使は堀内謙介外務次官のもとを訪れ、上海において日本軍が、海関に対してドラスティックな措置を取ろうとしているのは憂慮に堪えないと述べた。そして、本件は関係国間の話し合いによって解決を図りたいと申し入れ、日本は現地で急進的な措置をとらないよう要請した⁸²。確かに上海では、11月21日、上海派遣軍司令官の松井石根が租界に対する軍の強硬な姿勢を外国の新聞記者に表明していたり、「日本ノカヲ外部ニ示ス為、憲兵乃至領事館警察ヲ用ヒ、一応税関ヲ差押ヘルカ、又ハ工部局警察日本隊ヲ以テ税関ヲ方位スルトカ何トカ「ジェス

チャー」ヲ執ルコト然ルヘキ旨」⁸³を現地外務官憲に述べたりしていた。

上海においても、日本の対江海関措置を牽制する動きが見られた。上海駐在のイギリスやアメリカ、フランスの総領事はたびたび岡本総領事のもとを訪れ、抗議を申し入れている。なぜならば、江海関は「全支関税ノ半ヲ占ムル最重要ナル部分ニシテ、事実上支那税関ノ死命ヲ制シ、列強ノ権益ト至大ノ関係アル」海関だったからである⁸⁴。とりわけイギリスにとって、江海関問題の意味は大きかった。例えば、クレギー大使は、日本が日中戦争の開始以来、第三国権益の尊重を明言したことを引合いに出しながら、江海関がいかに扱われるかは、日本が繰り返し宣言してきた第三国権益尊重の姿勢の誠意を問う試金石になると言っている⁸⁵。またイギリス外務省は、最も重要な在華権益が集まる地域である上海において、イギリスが日本に屈服することは、イギリスを蔑むような前例となる虞れがあるため、自らの権益を守るために積極的な行動をとらなくてはならないという認識を持っていた⁸⁶。

東京においても、イギリス・アメリカ・フランスの大使から日本外務省に抗議がなされている。その内容は次の2点にまとめられる⁸⁷。①海関には列国の権益が関与しているため、海関制度に関する問題は、関係国の承認なくして処理できない。したがって、日本が海関当局のみと直接交渉をし、問題処理を図るのは不当であり、各国の合意に基づいて決定すべきである。②日本が、税収を国民政府側に渡さないよう企図するのを、列国は妨げない。しかし、それを横浜正金銀行のみに預け入れることは、列国の権益を無視しており、認め

られない。

このように海関と第三国権益の密接な関係性を強調する諸外国に対して、日本はいかに応酬したのか。日本の主張は次の3点にまとめられる。①海関は「純然タル支那側機関」であるため、日本軍が上海を占拠したいま、日中戦争が解決をみるまで、それを日本の管理下に置くのは当然である。同時に、海関収入から支払われるべき外債償還分や義和団事件賠償金、外国人官吏の地位など第三国の権益については、日本政府は十分に尊重する意思がある。②国民政府機関の処理について、第三国は介入すべきではない。③海関を日本の管制下に置く以上、税収は日本の銀行に預け入れるべきである⁸⁸。

以上を踏まえつつ、上海における交渉の進展を見ていこう。11月22日、ローフォード税務司が岡本総領事のもとを訪れたとき、岡本はローフォードと自身の間の交渉を、「飽迄支那ノ行政庁ト其ノ管理者タル日本官憲トノ間ノ話合」だとした。そして、外債担保部分や外国人職員の地位といった第三国の利益に関わる事項は、両者間の交渉のテーマに適用していないと述べた。さらに、日本政府は第三国の立場に対して適当な考慮を加えるが、第三国や国際銀行委員会などが交渉に介入することは容認しないと主張した。なお、このとき岡本総領事は日本人を監督官として海関に配置し、税収の検査や武器軍需品の輸入などの取り締まりに当たらせることを提案し、ローフォード税務司は江海関の日本人職員を増員することで対応した⁸⁹。

11月25日、岡本総領事はローフォード税務司に対して、江海関の扱いについての申し入れを行った。そこでは、全海関収入を横浜正

金銀行のみに預け入れること、日本軍の支配地域と呉淞河以北の租界にある埠頭には、日本人税官吏のみの派遣を原則とすること等が要求された⁹⁰。この内容を耳にしたクレギー大使はイギリス外務省に対して、残念なことに、津海関をめぐる交渉で用いられた日本の手法を想起させると述べている⁹¹。

11月27日、イギリスとフランスの駐上海総領事は、そろって岡本総領事のもとを訪れた。そこで、日本はローフォード税務司に税収を横浜正金銀行に預け入れるよう圧力を加えているが、本件は東京においても折衝中であるとして、その折衝の結果が判明する以前に、上海における海関制度変更に踏み切らないよう求めた。これに対して岡本総領事は、現在「支那政府ノ機関トシテノ税関長」と平穩に話し合いが進んでいるのであって、第三国権益に関連する事項は問題になっていないし、第三国が交渉に干渉しようとするのは理解に苦しむと応酬した。翌日にはアメリカからも同様の申し入れがなされ、岡本総領事は同じように返答した⁹²。

日本国内でも、11月25日の日本側要求に対する各国大使の動きが見られた。11月28日、イギリス大使館の公信が外務省に送られている。そこでは、海関行政や海関収入は国際的利害関係があるもので、イギリスなど関係諸政府と協議せずに、単に日本官憲と地方海関役員との間で取り決めを行うようなことは容認できないとし、江海関をめぐる交渉への関係国代表の参加を求めた。同様の抗議はアメリカやフランスの大使からもなされたが、イギリスの態度が最も強硬だった⁹³。

上海において岡本総領事は、日本軍の占領地内で「純然タル支那側機関」が独立して存

在し続けることの難しさを突き付けながら、海関当局を妥結に追い込もうとした。12月31日に行われた岡本総領事とメーズ総税務司の交渉の席で岡本は、現在日本軍が占領している地域では、国民政府機関が単独で職権を行使することはできないと指摘し、海関も国民政府機関の一つであるから、日本の支配を受け入れるべきであると主張した。このときメーズ総税務司は、海関はたしかに国民政府の一機関であるものの、他の機関と異なるのは、海関は国際的性質を持っているがゆえに、海関の一切の職務と責任は各国の利益と大いに関わりがあることだとした。したがって、日本が海関に何かしらの変化を加えるときは、事前に関係各国による同意が必要になると反論している⁹⁴。このように海関や各国外交官は、海関と第三国権益との密接な関係性を強調することで、現地海関当局と日本の間で交渉が妥結に至るのを牽制した。

江海関をめぐる日本の具体的な提案は、翌年1月20日、岡本総領事からローフォード税務司に示された⁹⁵。その要点は以下の5つである。①江海関税務司の名義で横浜正金銀行に口座を開設する。②江海関税務司は①の口座から海関の運営に必要な海関経費を支払う権利を持つ。同費は江海関の税収から優先的に支払う。③江海関税務司は①の口座から支払うべき外債償還分を出金する。④③については、日本政府が全国の家関税収に基づき、江海関が占める割合に基づいて算出する。⑤関税剰余が生じた場合、それは横浜正金銀行の江海関税務司の口座に預け入れ続ける。

メーズ総税務司は、本案を国民政府が受け入れるかは疑問であると考えた。なぜならば、全中国での海関収入の約半分を占める江海関

収入のすべてが、日本の法律に基づいて経営されている横浜正金銀行に預けられることになるし、そのような方法が上海で採られたら、間もなく中国の他の海関でも同じように実施され、結局海関収入は日本に掌握されてしまうと考えられたからである⁹⁶。

同案に対して、イギリス外務省はいかなる反応を見せたのだろうか。1月30日、ハウ代理大使からメーズ総税務司に、イギリス外務省の姿勢が伝えられた。日本側提案の要点に沿って整理しよう。イギリス外務省は①③について、ローフォード税務司名義の口座に江海関の税収を預け入れることに関しては、イギリス政府が一貫して反対してきた内容だとして拒否した。津海関をめぐる交渉の経緯を考えれば、江海関の税収を日本の銀行に預金すべきでないとし、海関収入は国際管理することが望ましいと伝えている。②の江海関の経費を最優先で支払うことについては、同意している。そして、④の外債償還分を日本が算出することには不賛成だったが、⑤の関税剰余に関しては、横浜正金銀行に預けても良いとした⁹⁷。

以上見てきた通り、江海関収入の預け入れ先や、外債償還分の送金方法をめぐって、日本と国民政府、イギリスの間の隔たりは大きかった。上海での交渉が停頓するなか、2月10日、陸海外三省の課長会議決定が広田弘毅外相から岡本総領事に通知された。そこでは主として、海関の実力による接收は行わないこと、外交交渉によって海関収入の横浜正金銀行への預け入れを実現させること、必要であれば外債支払負担割合の算出方法で譲歩することなどが伝えられた。さらに交渉内容については、建前として江海関に限定しても、交

渉の状況によっては、中国における日本の占領地全般的な問題としても差し支えないとされた⁹⁸。

外債支払負担割合の算出方法をめぐる方針については、特務部も賛成し、必要であれば前年以來上海への送金を停止させてきた津海関の外債償還分を送金しても良いと伝えられた。この背景には、速やかに交渉を決着させたいと、関税剰余の利用に乗り出したいという特務部の事情があった⁹⁹。華北に続き、華中においても日本は地域政権の樹立を進め、1938年3月28日には中華民国維新政府の成立に至る。実質的占領地の経営を進める必要があった日本は、上海における交渉が停頓するなか、外債償還分の支払いや外債支払負担割合の算出方法など第三国権益が関連する問題も含めて、2月末から堀内次官とクレギー大使との間で話し合いが始まった。日本は「事実上ノ占領者」であり「新政府ト債権国間ノ斡旋者」という立場で、イギリスは「最モ関係深キ債権国」という立場で交渉にあたることになった¹⁰⁰。

第三章 東京における交渉

本章では1938年2月末から東京において始まった、堀内次官とクレギー大使による、日本の支配地域内に置かれた海関をめぐる交渉について見ていく。

はじめに、イギリスの交渉方針について2月初旬の時点から振り返っておこう。2月10日、イギリス政府の経済顧問であるリース・ロス (Sir F.W. Reith-Ross) を中心として、交渉方針が立てられた。そこでは、①江海関の収入は総税務司または上海税務司の名義で香港上海銀行に預け入れ、両者は海関経

費として必要な額を引き出す権利を持つこと、②外債負担部分の税率は毎月月末に総税務司が算定すること、③日本占領地における関税剰余は、横浜正金銀行に預け入れ、総税務司がそれに責任を持つこと、が示された¹⁰¹。

以上から、この段階で日英両国間で一致していなかったのは、全江海関収入の預け入れ先と、外債償還分の算出方法についてだったことが分かる。しかし、江海関の税収を香港上海銀行に預け入れるという①を、日本が受諾する見込みはなかった。このことは、駐華イギリス大使館も認識するところだった¹⁰²。さらにアメリカも保管銀行に関するイギリスの案を積極的に支持しなかった。2月9日、イギリスがアメリカに海関の国際管理と日本占領地における海関収入の香港上海銀行への預け入れを提案すると、アメリカは現実性に乏しいと考え、消極的な反応を示した。すでにアメリカは前年12月、海関制度の変更に後ろ向きな国民政府に対して、イギリスの提案の受諾を求めるよりも、日本に海関行政を保護させた方が好ましく、海関制度の保全が保障されるなら、保管銀行がどこであるかは問わないと考えるようになっていた。アメリカが対日共同歩調をとらないとなると、イギリスはフランスと2国だけで行動することはできないと考えた¹⁰³。そのため、あくまで海関収入を香港上海銀行に預け入れようとする案は実現が難しくなった¹⁰⁴。

2月19日にクレイギー大使は、日本支配地域内の海関収入を横浜正金銀行に預け入れる案も検討するよう、イギリス外務省に申し入れている。クレイギー大使は、「われわれは日本がコントロールする占領地からの税収を横浜正金銀行に預金することについて、外債の

償還の保証がなされ、合理的な監視のための権利が得られるならば、あまりに頑なになってはならない。』¹⁰⁵、と進言した。イギリス外務省はついに2月24日、クレイギー大使に対して、横浜正金銀行への預け入れについては極力関税剰余のみに抑えたいとしながらも、江海関のすべての税収を横浜正金銀行に預ける案も示した¹⁰⁶。

しかし、江海関収入を横浜正金銀行に預け入れるためには、国民政府による承認が必要とされた。津海関をめぐる交渉で、メーズ総税務司やホール・パッチ財政顧問、ハウ代理大使が国民政府の説得に奔走したのは、すでに確認した通りである。この点についてイギリス外務省は、国民政府の判断が遅かったがゆえに、華北海関収入は横浜正金銀行に預金されることになってしまったと見なしていた¹⁰⁷。そのため、イギリス外務省は、国民政府の存在が日本と交渉を進める上での障害となつてはならないと考えた。例えば11月20日、イギリス外務省からカー（Sir A.C. Kerr）駐華大使へ送られる電報の下書きには、たとえ国民政府が拒否したとしても、そのことが日本と関税に関する合意を結ぶ際の阻害要因になってはならない、との表記が見られる¹⁰⁸。実際、11月23日にイギリス外務省がホール・パッチ財政顧問へ指示したのは、海関収入を香港上海銀行に一時的に預けて国際管理することと、万が一の場合はアメリカ・フランスと協調関係を保ちつつ中国の意向を無視する、という方針だった¹⁰⁹。

さらに11月30日、イギリス外務省はハウ代理大使に対して、「われわれが円満な協議を遂げるのを中国が妨げることを許してはならない。もし中国を説得することができたら、も

しくは少なくともイギリス政府が受諾可能と考える解決方法を中国が黙認してくれたなら、より望ましい」と述べた。そしてイギリス・アメリカ・フランスの間で承認された事柄に関しては、メーズ総税務司に自由裁量の権限を与えることはできないかと伝えた¹¹⁰。12月28日、ハウ代理大使は孔祥熙財政部長に打診したが、最終的な決断は国民政府によって下されると却下された¹¹¹。このように、国民政府から海関が自由裁量の権限を得て、日本と交渉することもできなかった。また、2月7日にメーズ総税務司自身も、不可抗力のもとでは、重要でない事柄について諸外国の支持を得ている場合は、自己の判断で自由に行動したい旨を孔祥熙財政部長に伝えた¹¹²が、孔はこれを否定している¹¹³。

2月末から東京で行われた堀内外務次官とクレギー大使の会談において、堀内は以下を要求した¹¹⁴。

- ①日本軍占領地内の各海関の税収は、すべて日本側銀行（横浜正金銀行）に預け入れる。
- ②①の日本側銀行に預け入れられた税収から、別途定めた外債償還分を従来の例に従って期日通り支払う。ただし新政府管轄下の海関に関しては、同政府の同意を条件とする。
- ③各海関の外債支払負担割合は最近の過去の実績を基準とし、上海において日本と関係国との間の協議のうえ暫定的割合を決定する。
- ④外債担保部分の償還は海関経費を控除した海関収入に対して優先的に行う。
- ⑤中国が日本に支払うべき義和団事件賠償金は、未払いの分も含めて日本側に支払う。

以上の提案をめぐる日本とイギリスのやりとりを見てみよう。まず①について、クレギー大使は先に見たイギリスの交渉方針に則

り、外債償還分を例えば香港上海銀行に預け入れる代わりに、関税剰余については横浜正金銀行に預けることを持ちかけた。しかし堀内次官は、全海関収入を一旦横浜正金銀行に預け入れてほしいと譲らなかった。2月24日のイギリス外務省からの指示もあり、最終的にクレギー大使は、外債償還分の支払いなどの問題で決着がつかずならば、とくに異議を差し挟まないとする態度を表明した。

②について日本側が意図していたのは、各地の海関収入をその最寄りの横浜正金銀行支店に預け、外債償還分のみを横浜正金銀行上海支店に開設する総税務司の口座に送金するという方式だった。クレギー大使はこれについて検討する旨を伝え、新政府管理下の海関をめぐる条件については、自分自身は了解できるものの、関係国に説明する都合上、明記はせずに了解事項としてほしいという希望を伝えた。最終的に本項目は、送金の方式については日本側の提案が採用され、新政府に関する記述はクレギー大使の申し出通り、両国の了解事項とするにとどまった。

③の外債支払負担割合について、日本とイギリスではその計算の仕方が異なっていた。日本側は最近数か月分の税収に基づいて外債償還分を算出し、適用期間を1年間にすることを提案した。一方でクレギー大使は、前月分の税収に基づいて支払額を毎月算出することを希望した。最終的には、中国の経済状況に重大な変化があれば再調整を図るという了解のもとで、イギリスの主張する月極案が採用された。

④に関して、双方に異論はなかった。

⑤1937年9月分以降の義和団事件賠償金のうち、日本が受け取るべき分については支

払われず、すべて香港上海銀行に仮勘定として預託されていた。クレギー大使は賠償金が日本に支払われることを当然としながらも、あくまで一般的原則として記すように求めた。堀内次官は、支払いさえなされれば表現には固執しないとして、これを受諾した。なお、同項目については支払いの方法も問題となった。堀内次官は、日本に支払われずに香港上海銀行に預け入れられていた1937年9月以降の義和団事件賠償金支払い分を、そのまま日本側に引き渡すよう要求した。するとクレギー大使は、その場合は、すでに中華民国臨時政府の管理下に置かれている天津と秦皇島の海関が負担する分を差し引く必要があると主張した。しかし最終的に日本は、無条件支払いを認めさせた。

なお、④では外債償還分を優先的に支払うことが記されるのみで、内債についての記述がなかったが、クレギー大使は内債償還分の支払いへの配慮を求めた。しかし日本側はこれを、あくまで国民政府に対するイギリスのジェスチャーに過ぎないと見なし、取りあわなかった。内債償還分の支払いに関しては中華民国維新政府が自らの利益として考慮すると思われるが、その点について日本側が保証するのは難しい、と述べている。会談では、このほか華北海関負担部分の支払通貨問題、海関制度保全に関する保障問題、海関船舶使用問題などについても討議された。

5月2日、以上の堀内次官とクレギー大使の会談結果に基づいて、日本政府は中華民国維新政府の同意を得たとして、広田外相が下記五項目の措置をイギリスに通告し、異議なしとの回答を得た。これが日英関税取極めである¹¹⁵。その概要は以下の5点である。

- ①日本占領地内の各海関が徴収した収入は、すべて税務司の名義で横浜正金銀行（同行の支店がない場所では、協議のうえ決定する他の銀行）に保管される。
- ②①に預けられた輸入税、輸出税、転口税、水災付加税から、1937年7月現在、海関収入を担保とする外債と賠償金の定期的かつ完全な支払いに充てるため、外債割当分を、10日を超えない期間ごとに横浜正金銀行上海支店の総税務司勘定に送金する。
- ③海関収入の担保外債の償還および賠償金の支払いは、中国全土の各港において、総収入から総税務司の証明がある海関経費（総税務費用の分担を含む）および、同様に証明できる通常の支出と補助（従来外債の支払いに先立って控除されていたもの）を控除した後の第一担保として取り扱う。
- ④(1)各港の外債支払負担割合は、前月における全港の総収入に対するその港の収入に比例し、毎月決定される。
(2)外債償還分は海関の輸入、輸出、転口各税総収入を基礎として計算され、かつその割り当て分は総税務司が①の通りに決定し、日本そのほか関係各国の同意を得るものとする。
(3)華北および華中における日本占領地域内の1港において、海関収入が外債償還分の支払いに不足するときは、各地域内の他の港の収入により補填される。
- ⑤(1)1937年9月以降、香港上海銀行海関仮勘定に積み立ててある義和団事件賠償金日本取得分未払い額は、日本政府に支払われる。
(2)義和団事件賠償金日本取得分ならびに1913年の善後借款の将来の支払いは、関

税担保の全外債の償還と賠償金の支払いと同様に行われる。

(3)現在香港上海銀行に預金している1938年1月および2月の外債の償還分と賠償金の未払い分は、それが担保関係にある借り越し金返済のために引き出される。

(4)日本占領地域内各港の香港上海銀行に預け入れられている海関預金残高は、その残高が存在する各港の横浜正金銀行支店における税務司勘定に預け替えし、将来の外債償還分の支払いに利用される。

5月3日、ローフォード税務司は「不可抗力」という言葉を用いながら、今後の海関収入を横浜正金銀行に預け入れることに異議はないかメーズ総税務司へ問い合わせ、メーズの同意を得た¹¹⁶。同月14日、横浜正金銀行上海支店にローフォード名義の預金口座が開設され、5月3日以降の海関収入の預け入れが始まった¹¹⁷。

このときすでにメーズ総税務司は、日本側の要求を拒否することに大きな困難を感じていた。3月4日、メーズ総税務司がカー駐華大使にあてた電報で、「現在華北海関から債務償還分が送金されていない状況にあるが、国民政府の目下の利害にとってどれだけ有害であったとしても、私は頑なな態度をとって、日本政府に日本人スタッフを雇わせられ、国民政府から独立した形でオフィスを機能させて海関制度の分裂を招くよりも、彼らのコントロールによる一時的な混乱を甘受する方が好ましいと考える」と述べている通り¹¹⁸、満洲国内の海関で起きたような「海関制度の分裂」を避けるためには、国民政府に害をもたらすような行動に出ることも回避できないとする構えだった。

同時に、メーズ総税務司は次のようにも述べている。武力を背景にした絶え間ない日本からの圧力のなかで、日本に完全に掌握された地域において、国民政府から何のサポートも得られないまま、海関の職員たちが国民政府の命令に従うのは難しい。もはや財政部は黄河以北や上海で何の力も持っていない。日本によってコントロールされる地域で、中国政府の1部門である海関が、財政部の命令のもとで通常通りに機能するよう求めるのは不合理である。そのような地域において、国民政府の他の部門はとっくに消えている。「事実上の政府」の意向に背く事柄について、国民政府は海関に命令に従うよう強いる立場にないのだ。そして、国民政府は日本の支配地域内に置かれた海関を放棄するか、日本の要求を受け入れ、被占領地で海関を維持し続けるかのどちらかしかないと述べ、メーズ総税務司自身は日本の要求を受け入れても海関制度を保全するため、後者を選択すべきだとした¹¹⁹。

江海関は5月6日、すでに3月に成立していた中華民国維新政府の管理下に置かれたが、津海関の例と同じく、ローフォードはそのまま税務司の任にあたった。6月1日には江海関も関税率の改訂を受け入れるなど¹²⁰、「事実上の政府」の支配を受け入れ始める。

国民政府を蚊帳の外におく形で、日本とイギリスの間で海関をめぐる取極めを交わすことについて、カー大使は直前に蒋介石と孔祥熙に次のように説明している。イギリスが何か行動をとらなくては、対外信用維持の基盤である海関の組織が破壊される恐れがあった。イギリスは交渉に際してあえて国民政府に相談することを避けた。なぜならば、保管銀行や内債の送金などについて、国民政府の最低

限の要求を満足させる条件で、日本が同意する見込みは初めからなかったからである。そのため、合意が達成されるまで、国民政府には何も連絡しない方がよいように思われた。もし日英間の取極めが履行されなければ、海関行政は完全に崩壊し、日本は自らの利益のためにそれらを接收するだろう¹²¹。

さらにカー大使は、この取極めが国民政府にもたらす利点について、日本が外債を支払うことにより中国の対外信用を維持できること、日本支配地域内に収められた海関は切り離さずにすみ、海関制度を維持できていることの二つを挙げ、合意事項の履行を国民政府が妨害しないように要請している¹²²。

しかし国民政府は、当然ながら日英関税取極めの内容に反発を示した。日高信六郎駐上海総領事の報告に拠れば、次のような国民政府側要人の談話が現地新聞紙上で報道されていた。日英間の取極めについて、イギリスが外債保有者の保護と海関制度の維持の動機で出たことは理解するが、国民政府の同意なくイギリスが侵略国たる日本との間で、勝手に国民政府の重要行政である海関に関して協定を結んだのは遺憾である。その内容についても遺憾な点が多い。例えば外債を優遇して内債に関する海関の担保価値を傷つけ、保管銀行を敵国の銀行に変更し、中国人が納付する関税によって日本が中国を侵略する便宜を与えてしまった¹²³。

国民政府の批判は、日本と取極めを交わしたイギリスにも向かった。5月7日、日英間の取極めは、中国の主権を侵害し、9ヵ国条約第2条にも違反しているとして、イギリスの行為を非難している¹²⁴。同条文では、「締約国八、第1条に記載スル原則（註：その1つ

に「支那ノ主権、独立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト」がある）ニ違反シ、又ハコレヲ害スベキ如何ナル条約、協定、取極又ハ了解ヲモ、相互ノ間ニ又ハ各々別ニ若シクハ協同シテ一國又ハ數國トノ間ニ締結セザルベキコトヲ約定ス」¹²⁵と、定められているからである。これに対してイギリスは、日英間の取極めは、日本政府が一方的に希望を述べる形式をとっていること、香港上海銀行から横浜正金銀行への送金については完全に国民政府の意思に委ねられていることから、条約違反にはあたらないと反論した¹²⁶。

香港上海銀行から横浜正金銀行への送金については、国民政府の不許可ゆえに進捗をみせなかった。5月12日にメーズ総税務司が田尻愛義駐華大使館一等書記官と会談した際、香港上海銀行に預けられている海関収入の横浜正金銀行への預け替えの時期について尋ねられると、国民政府から送金に反対しない旨の保証を先に得る必要があるとメーズは回答している¹²⁷。また、送金を実行したならば自分の立場は楽になるが、日中両国は宣戦布告を行っていないため、それは合法的でないという理解を、メーズ総税務司は孔祥熙財政部長に述べている¹²⁸。このような姿勢は、イギリス外務省も理解するところだった¹²⁹。香港上海銀行に積み立ててある江海関収入については、一度だけ6月に善後借款元利払い不足額分の7万ポンドの引き出しが認められたものの¹³⁰、それ以外については、国民政府の許可を得られなかった。メーズ総税務司は孔財政部長に対して、現状では日本支配地域内の海関収入を外債償還に充てることができない等の事情を考え合わせると、日英間の合意を受け入れた方が国民政府にとって有利である

と説明するなど、合意内容の履行を繰り返し求めている¹³¹。

イギリスが国民政府を説得できず、香港上海銀行から横浜正金銀行への預け替えがなされなかった場合、外債償還分の送金は行わないというのが、日本の基本方針だった¹³²。日高総領事はメーズ総税務司に対して、義和団事件賠償金の対日支払い再開など日英取極めの履行をたびたび強く迫っている。メーズ総税務司は、取極めの実施が中国にとって有利であると説明しながら説得を試みていると日高総領事に回答したが¹³³、結局国民政府に取極め内容を受け入れさせることはできなかった。

1939年1月14日、国民政府が義和団事件賠償金の対日未払い分を支払い、前年5月の海関問題に関する日英間の合意を履行しない限り、占領地の外債担保部分の支払いを日本は拒否するという発表がなされた¹³⁴。その翌日、国民政府は内外債償還分の支払い停止を宣言した。現在海関収入の約3分の2が日本軍占領区域で徴収されているにも関わらず、これまですべての内外債償還分の支払いを行ってきたが、日本占領地下の海関から債務償還分の海関収入が送金されないなかで、もはや国民政府が単独で内外債の償還に応じるのは困難であると説明された¹³⁵。こうして海関収入が担保する債務の償還は、国民政府からも日本からもなされないこととなった。

おわりに

本稿では、津海関と江海関が日本の支配地域内に収められてから、地域政権の管理下に置かれるまでの時期を主な対象とし、日本が海関の直接的な接收に踏み切れないなかで、日本が海関の「実質的管理」を試みた際の交

渉過程と、それが惹起した「厄介な国際問題」の描出を試みた。海関は国民政府の一機関だが、諸外国の権益が深く関与する特殊な存在でもあった。海関とは「純然タル支那側機関」なのか「或程度ニ支那政府ヨリ独立シ居ル国際機関」なのか、さらには「海関行政自体ニ付イテモ英国ガ重要ナル権益ヲ有スル」のか、各交渉主体は、海関が帯びる多様な性質のどこを重視するかをめぐり、それぞれの主張を戦わせた。本稿ではそのやりとりを明らかにするとともに、直前に起きた海関処理に関する事例が、それぞれの交渉にどのような影響を与えていたのかを指摘した。

日本は、海関は「純然タル支那側機関」であるとして、日本の実質的な占領地において、その管理は当然であると主張した。そして、交渉は日本と中国官憲の間で行うとし、第三国の介入は基本的に拒否する姿勢をとっていた。

他方、海関にとって、海関は国民政府の一機関でありながら、「或程度ニ支那政府ヨリ独立」した国際的性質を持った機関であり、とくに江海関をめぐる交渉に際しては、諸外国の権益とのつながりを強調することで、日本の介入を牽制しようとした。しかし、「敵の領域内」に置かれ、国民政府の行政的な保護が受けられなくなったとき、日本の圧力にいかに対応するのかが切迫した問題になっていた。メーズ総税務司が述べるように、たとえ「合法的な命令」であっても、国民政府の主権が及ばない領域にいる以上、同政府の意思を反映し続けることは困難だった。

また諸外国、とりわけイギリスにとって、海関は外債の元利払いや自国職員の雇用などの面で、在華権益と密接な関係を持つ存在

だった。とくに諸外国の権益が集まる上海に存在する江海関に対して、イギリスは自らの権益を守ることができるのか、日本は支配地域内の第三国権益を実際に尊重するのか、という象徴的な意味も見出していた。

津海関をめぐる交渉に際して、マイヤーズ税務司の念頭にあったのは、満洲における海関接收の事例だった。津海関が満洲国内の海関のように中国の関税制度から切り離される事態を回避できる範囲であれば、日本の要求を受け入れざるを得ないという考え方をマイヤーズ税務司は持ち、非公式ながらそれを日本側に伝えていた。それゆえに、日本側は「税関長ノ首ヅ保証する」戦略で交渉に臨み、海関機能の麻痺という現実を前に圧力をかけることで、マイヤーズ税務司に日本側の提案を呑ませようとした。日本が事実上の支配者として君臨する天津では、要求の受諾しか道はないと、マイヤーズ税務司やアフレック総領事は認識していた。しかしマイヤーズ税務司はメーズ総税務司の、メーズは国民政府の許可がなければ日本側提案の受け入れはできなかったため、メーズやホール・パッチ財政顧問は国民政府の説得を試みた。両者は、ときに満洲の海関喪失の事例も引き合いに出しながら、国民政府の譲歩を引き出そうとした。しかし、国民政府からの許可は得られず、メーズ総税務司は既定方針で交渉を続けるようにとマイヤーズ税務司に繰り返し指示する他なかった。他方、堀内総領事も現地軍の圧力を受け、マイヤーズ税務司に対して日本の案の受諾を迫り続けた。こうして「苦衷」に陥ったマイヤーズ税務司は、メーズ総税務司からの命令を読み替えることで、日本側提案の受諾を公式に表明した。メーズ総税務司は不快

感を示したが、マイヤーズ税務司による日本側提案受諾のあと、天津の海関をめぐる状況は悪くない方向に進んでいると認識するようにもなった。以上の経緯は日本の交渉方針、すなわち「海関側トノ交渉ニ当テハ現地ニ於ケル海関機能停止ノ現状ヲ以テ天津税関長ヲ牽制シ、専ラ税関長ヲ通シ中央ヲシテ已ムナク我方措置ヲ黙認セシムル様仕向ケル」に、ほぼ沿うものだったと言える。

このような交渉手法を、日本は江海関をめぐる交渉でも利用しようとした。他方、津海関をめぐる交渉から、イギリスは次の3点を意識するようになった。

1つ目は、日本は現地海関税務司に圧力をかけて要求を呑ませるといった戦略をとる、ということである。津海関をめぐる交渉で、イギリスはクレギー大使を通して日本に対案を出し、国民政府へも根回しを図ったが、現地海関当局の単独行動でこの案は反故になっていた。そのため、ローフォード税務司やメーズ総税務司など、現地で交渉にあたる官吏が弱腰になり、単独行動をとることを警戒し、第三国とも交渉するよう日本に求めた。対する日本は、第三国権益を尊重し、それについては上海の海関当局とは話し合わないという立場を示す一方、日本支配地域内で海関が機能し続けることは難しいという現実を突きつけて、現地で交渉を妥結させようとした。海関当局や諸外国は、海関と第三国権益との密接な関わりを強調することで、日本の動きを牽制した。こうして上海での交渉は停頓した。

2つ目は、結局送金が行われなくなる可能性が高いので、海関収入を横浜正金銀行に預けることは回避すべきだ、ということである。それゆえにイギリスは、同行に預けるのは関

税剰余のみにとどめ、海関収入はあくまで香港上海銀行に預け入れさせようとした。メーズ総税務司も、江海関をめぐる交渉の際には、横浜正金銀行への預け入れを否定している。しかし、クレギー大使やホール・パッチ財政顧問が指摘するように、香港上海銀行への預け入れで日本を納得させるのは難しかった。同案についてのアメリカからの支持も得られなかったため、最終的に1938年2月末、イギリスは横浜正金銀行への預け入れも交渉方針に組み込んだ。

3つ目は、交渉に際して国民政府の意向を尊重していると、外債償還分の確保という最大の目標が達成できなくなる虞れがある、ということである。イギリス外務省は、国民政府の意向にイギリスの対海関政策が左右されるべきでないと指示をした。また、ホール・パッチ財政顧問も、国民政府の指示に背く行動をとる時期にあるとメーズ総税務司に言うべきかもしれない、と述べている¹³⁶。ホール・パッチ財政顧問やメーズ総税務司は、海関側への自由裁量の権限の付与を国民政府に求めるが、認められなかった。そのため、海関官吏のもとで交渉を妥結させることは困難となった。

日本が、自身が樹立する地域政権による海関収入の利用という観点から交渉の決着を急いだという事情もあり、日本の支配地域内の海関をめぐる会談が、堀内外務次官とクレギー大使の間で東京にて開かれた。そして、最終的に日英関税取極めが交わされたとき、メーズ総税務司は「不可抗力」だと言うローフォード税務司の要請を容れ、受け入れを表明した。

しかし、カー大使やメーズ総税務司による

再三の説得にも関わらず、国民政府に日英間の合意を履行させることはできなかった。そのため、イギリスは日本占領地内の海関に外債償還分を送金させ、第一義としてきた外債償還分の確保を実現することができなかった。他方、地域政権下の海関は、徐々に「事実上の政府」による支配を受け入れていく。

海関は国際的性質を帯びていたがゆえに、国民政府の一機関でありながら、国民政府の主権が及ばない地に置かれたとしても、なお機能し続けることを求められた機関だったとも言える。満洲国下の海関とは異なり、地域政権の管理下に置かれてもなお総税務司との関係を保ち続けた「敵の領域内」の海関は、その地でいかなる立ち位置を模索するのだろうか。地域政権下の海関をめぐる状況については、稿を改めて検討したい。

【付記】

史料の引用に際しては、適宜句読点を補うと共に、旧字体は新字体に改めた。なお、本稿はJSPS科研費（課題番号：15K168180001）の研究成果の一部である。

註

- 1 近代中国における海関制度の歴史を論ずるものとして、例えば、唐詩啓『中国近代海関史・晩清部分』（人民出版社、1993年）、同『中国近代海関史・民国部分』（人民出版社、1999年）。なお、「海関」は日本語で「税関」、「税務司」は「税関長」とも表記される。中国語に則った表記を用いるか、日本語に則った表記を用いるかについては、日本語史料中でも統一されておらず、例えば天津の海関については、「津海関」、「天津海関」、「天津税関」、上海の海関については、「江海関」、「上海海関」、「上海税関」など多用な表記が見られる。本稿では基本的に中国語表記をそのまま用い、「海関」、「税務司」、「津海関」、「江海関」とする。
- 2 1936年の国民政府予算を例に見ると、歳入の約3割が関税収入で、歳入項目中1位を占めている。関税収入のうち外債償還と内債償還に充てられる額については、当初は総額の4割程度が外債償還など外国への支払いに、2割強が内債償還に充てられていた。1932年以降は前者が2割強、後者が3割強を占めていた。財政年度ごとの変化も含めた詳細については、久保亨「関税による財政確立と経済発展」『戦間期中国〈自立への模索〉』（東京大学出版会、1999年）参照。
- 3 南京国民政府成立期から日中戦争前までの海関行政をめぐる中国民族主義の高まりと、それに対する日英両国の協調と対立については、久保亨前掲書に詳しい。
- 4 Memorandum by Foreign Office [hereafter FO], enclosed in Embassy Offices, Shanghai to FO, 17th Nov. 1937, F9713/220/10, FO 371/20989, The National Archives, Kew, UK.
- 5 作成者不明「上海税関問題の経緯」（1937年12月5日）、島田文書（東京大学社会科学研究所図書室蔵）。引用箇所は11月19日にクレギー大使より堀内次官に渡された覚書摘要。
- 6 横浜正金銀行天津支店「天津メモ第四号 北支に於ける事変後の税収状況」（1938年2月8日）、横浜正金銀行資料（東京大学経済学部図書室蔵）。
- 7 Memorandum by FO, enclosed in Embassy Offices, Shanghai to FO, 17th Nov. 1937, F9713/220/10, FO371/20989.
- 8 このことを8月19日、カボン（J.H. Cubbon、イギリス人）総税務司署財務科税務司が川越茂駐華大使に語っている。岡本季正駐上海総領事より広田弘毅外相あて電報、1937年8月19日、『日本外交文書』日中戦争第2冊（2011年、六一書房）、1295～1296頁。以下同書を『日外』と略す。
- 9 Draft, 24th Mar. 1938, Inspector General's Personal Correspondence [hereafter IG's Personal Correspondence], British Embassy, Vol. 1, Maze Collection, SOAS Library, University of London, UK.
- 10 前掲「天津メモ第4号 北支に於ける事変後の税収状況」。
- 11 Nicholas R. Clifford “Sir Frederick Maze and the Chinese Maritime Customs, 1937-1941”, *The Journal of Modern History*, Vol. 37, No.1, 1965; Nicholas R. Clifford, *Retreat from China*, Longmans: Great Britain, 1967.
- 12 張耀華編著『旧中国海関歴史図説』（中国海関出版社、2005年）、197頁。
- 13 近年発表されたものに、除藍「日英関於中国海関的非協定」『英国与中日戦争』（北京師範大学出版社、1991年）、高垂蘭「日中英『英日中国海関協定』簽訂過程中的外交博弈」（東北師範大学碩士論文、2014年）など。
- 14 その一部は中国近代経済史資料叢刊編纂委員会主編『一九三八年英日関於中国海関問題的非法協定』（中華書局、1983年）として編纂されているほか、マイクロフィルム

- (Robert Bickers and Hans van de Ven, (gen. eds.), *China and the West: the Maritime Customs Service Archive from the Second Historical Archives of China, Nanjing*) としても閲覧可能である。以下同書を『非法協定』と略す。
- 15 宋芳芳「日中全面戦争期における日本の中国海関支配政策と実施」『環東アジア研究センター年報』7巻(2012年)。
 - 16 筆者は天津における交渉について、すでに拙稿「日中戦争初年の天津海関」『東京大学日本史学研究室紀要』18号(2014年)で検討しているが、上海と東京における交渉は天津における交渉の強い影響を受けて進展したため、加筆修正のうえ本稿にあわせて掲載した。
 - 17 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年8月22日、『日外』、1297頁。なお、日中戦争がはじまって以来、津海関を通じて中国側が小銃1万挺、弾薬10万発輸入した事実があったために、現地軍は接收を計画したという。前掲「天津メモ第4号 北支に於ける事変後の税収状況」。
 - 18 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報(別電)、1937年8月22日、『日外』、1297~1298頁。
 - 19 堀内総領事より広田外相あて電報(別電)、1937年10月12日、『日外』、1310頁。
 - 20 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年8月22日、『日外』、1297頁。
 - 21 『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)(クレス出版、1993年)、581~582頁。
 - 22 橋本群支那駐屯軍参謀長より梅津美次郎陸軍次官ほかあて、支参3電第399号、1937年8月22日、梅津陸軍次官より橋本参謀長あて、1937年8月24日、支密第374号、ともにJACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C04120011800、昭和12年「陸支密大日記第4号」(防衛省防衛研究所)。
 - 23 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年8月22日、『日外』、1297頁。発言があった時期は明記されていないが、発言内容と電報が作成された時期から、1937年8月頃と推測される。
 - 24 白井勝美「『満州国』による中国海関接收経緯」『外交史料館報』第9号(1996年)。
 - 25 東亜海運株式会社企画課『中国海関制度』(1942年)、11頁。
 - 26 満州国による海関接收問題については、白井前掲稿のほか、副島圓照「『満州国』による中国海関の接收」『人文学報』47号(1979年)参照。
 - 27 前掲「上海税関問題の経緯」。なお、引用箇所は天津海関の交渉経緯に関する記述。
 - 28 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、583~584頁。なお、海関監督については、その後以下のような経緯を辿る。11月1日に治安維持会連合会が温世珍を新たな海関監督に任命したが、これに対して前任者の孫維東が抵抗を見せた。同月下旬にメーズ総税務司は海関監督の任命は税務司の自由裁量に委ねると表明し、温世珍は正式に海関監督に就任した。同、601~602頁。
 - 29 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年9月11日、『日外』、1301頁。
 - 30 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年9月15日、『日外』、1301~1302頁。
 - 31 陳詩啓『中国近代海関史：民国部分』(人民出版社、1999年)、414頁。
 - 32 関務署よりメーズ総税務司あて代電、1937年9月15日、『非法協定』、6頁。
 - 33 Embassy Offices, Shanghai to FO, 24th Sep. 1937, F6981/220/10, FO371/20989.
 - 34 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年8月22日、『日外』、1299頁。
 - 35 Herbert to FO, 28th Sep. 1937, F7223/220/10, FO371/20989.
 - 36 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、585頁。

- 37 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年8月22日、『日外』、1299頁。
- 38 同前、1298頁。
- 39 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年10月10日、『日外』、1307頁。
- 40 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年10月12日、『日外』、1309頁。
- 41 Embassy Offices in Shanghai to FO, 26th Sep. 1937, F7094/220/10, FO371/20989.
- 42 メーズ総税務司より関務署あて代電、1937年10月17日、『非法協定』、14頁。
- 43 メーズ総税務司より関務署あて代電、1937年10月18日、『非法協定』、15頁。
- 44 陳詩啓前掲書、418頁。
- 45 Affleck to FO, 16th Oct. 1937, F8093/220/10, FO371/20989.
- 46 Embassy Offices in Shanghai to FO, 9th Oct. 1937, F7674/220/10, FO371/20989.
- 47 Howe to FO, 8th Oct. 1937, F7602/220/10, FO371/20989.
- 48 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年10月12日、『日外』、1309頁。
- 49 Affleck to FO, 1st Nov. 1937, F8951/220/10, FO371/20989.
- 50 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、592頁。
- 51 Howe to FO, 7th Oct. 1937, F7690/220/10, FO371/20989.
- 52 Howe to FO, 8th Oct. 1937, F7691/220/10, FO371/20989.
- 53 Sir Hughe Knatchbull-Hugessen to FO, 18th Sep. 1937, F8887/220/10, FO371/20989.
- 54 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、588～590頁。
- 55 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年10月12日、『日外』、1312頁。
- 56 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年10月12日、『日外』、1313頁。
- 57 堀内総領事より広田外相あて電報、1937年10月14日、『日外』、1314頁。
- 58 Howe to FO, 17th Oct. 1937, F8045/220/10, FO371/20989.
- 59 Howe to FO, 19th Oct. 1937, F8190/220/10, FO371/20989.
- 60 そもそも海関収入からは、まず海関経費と海関に付属する諸施設経費等が優先的に支払われ、その後に内外債および義和団事件賠償金などの支払いがなされ、最後に剰余金が財政部へ引き渡される仕組みになっていた。支那問題辞典編輯部編『支那問題辞典』（中央公論社、1942年）、132頁。
- 61 Affleck to FO, 1st Nov. 1937, F8951/220/10, FO371/20989.
- 62 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、593～594頁。
- 63 前掲「天津メモ第4号 北支に於ける事変後の税収状況」。
- 64 Affleck to FO, 27th Oct. 1937, F8621/220/10, FO371/20989.
- 65 N.R. Clifford, *op.cit.*, 1965.
- 66 Affleck to FO, 6th Nov. 1937, F9207/220/10, FO371/20989.
- 67 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、600～601頁。
- 68 Affleck to FO, 27th Oct. 1937, F8621/220/10, FO371/20989.
- 69 Affleck to FO, 10th Nov. 1937, F9363/220/10, FO371/20989.
- 70 Maze to Kuan-wu shu (関務署), 27th Oct. 1937, China and the West, the Maritime Customs Service Archives, Part 4, Reel 212.
- 71 Affleck to FO, 29th Oct. 1937, F8773/220/10, FO371/20989.
- 72 喜多特務部長より梅津陸軍次官あて電報、1937年10月25日、方特電第129号、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C041200 75800、昭和12年「陸支密大日記第9号」(防衛省防衛研究所)。ここで想定されている

- 「諸種ノ關係上」の1つとしては、9ヶ国条約をめぐるブリュッセル会議の開催が考えられる。
- 73 前掲「上海税関問題の経緯」。
- 74 前掲『中国海関制度』、234～235頁。
- 75 付記「上海海関問題」、『日外』、1325頁。
- 76 岡本総領事より広田外相あて電報、1937年12月1日、『日外』、1323頁。
- 77 Embassy Offices, Shanghai to FO, 29th Oct. 1937, F8790/220/10, FO371/20990.
- 78 メーズ総税務司より孔祥熙財政部長あて節略、1938年2月7日、『非法協定』、80頁。
- 79 孔祥熙財政部長よりメーズ総税務司あて書簡、1938年2月10日、『非法協定』、81頁。
- 80 Memorandum by FO, 23rd Nov. 1937, F10017/220/10, FO371/20990.
- 81 クレーギー駐日大使よりイギリス外務省あて電報、1937年11月27日および1937年11月29日、『非法協定』、51、53頁。
- 82 前掲「上海税関問題の経緯」。
- 83 同前。
- 84 同前。
- 85 クレーギー大使よりイギリス外務省あて電報、1937年11月28日、『非法協定』、51～52頁。
- 86 FO Minutes by Chaplin, 25th Nov. 1937, F10080/220/10, FO371/20990
- 87 前掲「上海税関問題の経緯」。
- 88 同前。
- 89 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、606～607頁。
- 90 前掲「上海海関問題」、『日外』、1327頁。
- 91 Craigie to FO, 25th Nov. 1937, F10033/220/10, FO371/20990.
- 92 前掲『外務省執務報告 東亜局』第3巻昭和12年(1)、610頁。
- 93 前掲「上海税関問題の経緯」。
- 94 陳詩啓前掲書、425頁。
- 95 ローフォード税務司よりメーズ総税務司あて書簡、1938年1月21日、『非法協定』、61頁。
- 96 ジョーダン総税務司署機密秘書課税務司よりハウ代理大使他あて書簡、1938年1月22日、『非法協定』、62頁。
- 97 Howe to Maze, 30th Jan, 1938, IG's Personal Correspondence.
- 98 「陸海外三省課長会議決定」(1938年2月10日)、島田文書。なお、外債支払負担割合の算出方法については、客年9月ないし12月の収入を基準とし、それを暫定的に1年程度適用することを方針とするが、交渉の状況によりやむをえない場合は、負担割合を①客年7月ないし12月の6か月の平均割合、②客年1年間の割合の順序で妥協しても差し支えない、とされた。
- 99 森島守人大使館参事官より広田外相あて電報、1938年2月12日、『日外』、1332～1333頁。
- 100 外務省東亜局第1課「関税担保外債支払問題 日英交渉経済 [過] 概要 (閣議説明資料)」(1938年4月27日)、『日外』、1338頁。
- 101 FO to British Embassy in Shanghai, 10th Feb, 1938, IG's Personal Correspondence.
- 102 British Embassy in China to FO, 10th Feb. 1938, IG's Personal Correspondence.
- 103 N.R. Clifford, *op.cit.*
- 104 アメリカは交渉に参加はしなかったが、海関制度の保全と外債償還分の確保については、「米国政府ハ支那税関ノ収入ニ利害關係ヲ有スル政府ノトシテ、税関問題ノ解決ニ関シ、如何ナル案ヲ審査スルニ先立チ、日本政府ヨリ支那税関行政ヲ破壊シ、税関収入ヲ以テスル外債償還部分ノ支払ヲ困難ナラシムル如キ行為ヲ執ラス、又之ヲ容認セサル旨、及更ニ前記債務ノ償還ハ支那海関ノ経費ヲ差シ引キタル税収ニ対スル第一次ノ負担トシテ取り扱フヘキ旨ノ、広汎且的確ナル保障ヲ期待スル」と、1938年2月17日に日本外務省へ申し入れている。外務省東亜局第1課「支那関税保全ニ関スル件」(1938年2月18日)、『日外』、1334頁。

- 105 Craigie to Eden, 19th Feb. 1938, Great Britain, Foreign Office, *Documents on British foreign policy, 1919-1939*, 3rd ser., (1938-1939), Rohan Butler and J.P.T. Bury (eds.), Vol. VIII (London, 1949-1955), pp. 704-705.
- 106 Grew to Hull, 25th Feb. 1938, United States, *Department of State, Foreign relations of the United States; diplomatic papers, 1938*, Vol. III, pp.661-663.
- 107 Memorandum by FO, 23rd Nov. 1937, F10017/220/10, FO371/20989.
- 108 Draft, FO to Howe, 11th Jan. 1938, enclosed in Howe to FO, 28th Dec. 1938, F11682/220/10, FO371/20990.
- 109 Memorandum by FO, 23rd Nov. 1937, F10017/220/10, FO371/20990.
- 110 イギリス外務省よりハウ代理大使あて電報、1937年11月30日、『非法協定』、53～54頁。
- 111 Howe to FO, 28th Dec. 1937, F11645/220/10, FO371/20990.
- 112 メーズ総税務司より孔祥熙財政部長あて節略、1938年2月7日、『非法協定』、79頁。
- 113 孔祥熙財政部長よりメーズ総税務司あて書簡、1938年2月10日、『非法協定』、82頁。
- 114 『外務省執務報告 東亜局』第5巻昭和13年(1) (クレス出版、1993年)、192～193頁。
- 115 「中国関税収入外債担保部分の処理に関する日英取極」(1938年5月2日)、『日外』、1338～1347頁。なお、この取り決めは1938年3月以降の海関収入に対して適用されることになった。
- 116 日高信六郎駐上海総領事より広田外相あて電報、1938年5月3日、『日外』、1348頁。
- 117 小山田晃一江海関行政税務司代理より岸浪横浜正金銀行上海支店長あて書簡、1939年12月28日、横浜正金銀行資料。
- 118 Maze to Kerr, 4th Mar. 1938, IG's Personal Correspondence.
- 119 Ibid.
- 120 これにより、1931年の国定税率が再導入された。「臨時政府並二維新政府ノ関税改正二関スル情報部長談話」、1938年5月31日、『日外』、1352～1354頁。
- 121 カー大使より蒋介石あて「中国海関問題日方擬獲得海関行政及海関協定草案原文」(1938年5月2日)、「革命文献 対英外交 一般交渉(1)」、蔣中正總統文物、館檔号002-020300-00039-005 (台湾国史館蔵)。
- 122 同前。
- 123 日高総領事より広田外相あて電報、1938年5月6日、『日外』、1350～1351頁。
- 124 陳詩啓前掲書、431頁。
- 125 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻(原書房、1966年)、17頁。
- 126 イギリス外務省より国民政府外交部あて覚書、「英日海関協定」、外交部、館檔号020-041102-0009 (台湾国史館蔵)。
- 127 メーズ総税務司よりカー大使あて書簡、1938年5月12日、『非法協定』、106～107頁。
- 128 Maze to Kung (孔 祥 熙), 31st May 1938, IG's Personal Correspondence.
- 129 FO to Maze, 12th May 1938, IG's Personal Correspondence.
- 130 前掲『外務省執務報告 東亜局』第5巻昭和13年(1)、211頁。
- 131 メーズ総税務司より財政部あて節略、1938年7月14日、『非法協定』、126～132頁。
- 132 日高総領事より宇垣一成外相あて電報、1938年8月15日、『日外』、1356頁。他方、香港上海銀行からの送金がなされず、取極め内容の履行が遅れた場合、法幣価値の下落や、占領地の拡大に伴う占領地内海関の外債償還負担額の増加など、状況の変化が生じる可能性もあり、5月の取極め成立当時にさかのぼって内容通りに実施することは、日本にとって困難となる虞れもあると考えられた。日高総領事より宇垣外相あて電報、1938年8月3日、『日外』、1355頁。

- 133 日高総領事より宇垣外相あて電報、1938年
8月17日、『日外』、1358頁。
- 134 重光葵駐英大使より有田八郎外相あて電報、
1939年1月16日、『日外』、1359頁。
- 135 同前。
- 136 Howe to FO, 23rd, Dec. 1938, F11533/220/
10, FO371/20990.